

不二製油株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：不二製油株式会社
- (2) 所属部会名：関西化学部会第1分科会（一般化学）、特別事業所は関東化学第二部会第3分科会（食品・化粧品）
- (3) 資 本 金：13,208百万円
従業員数：単体1,175名（連結3,598名）
- (4) 営業品目

油脂製品（チョコレート用、冷菓用、フライ用、クリーム用など）；製菓・製パン素材（チョコレート、アイスコーティング、クリーム、マーガリン、フィリング類、チーズ素材）；大豆たん白製品（分離大豆蛋白、大豆ペプチド、大豆βコングリシニン、水溶性大豆多糖類、豆乳、冷凍豆腐、油揚げ、大豆たん白惣菜、豆乳ヨーグルト、大豆胚軸加工品など）

(5) 理 念

□企業理念 「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。

□経営の前提 安全・品質・環境を最優先する。

□経営基本方針

- ① 顧客への貢献を果し不断の発展を図る。
- ② 創造の精神をもって常に革新に挑む。
- ③ 自己啓発を熾んにし人格の向上を目指す。

□10年後 「ニッチ、スペシャル、グローバルに、健康と美味しさを提供し、世界のお客様に認めていただく食の素材メーカー」を目指す。

(6) 社名シグネチャー及びブランドロゴ



大豆で、いいこと。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

研究本部知的財産室

(2) 構成及び人員

13名（つくば研究開発センター駐在者・弁理士を含み、多数は阪南研究開発センター在勤）。

メンバーの多くは、技術分野によって分けられた2つのいずれかの特許担当グループに属すほか、情報担当、システム担当、商標担当、ライセンス担当、特許管理担当など複数の分担がある。

(3) 沿革

当社は1950年創業され、当初は開発部長が特許事務所との窓口となって知的財産を取り扱っていたが、他社との異議申立事件の度重なる応酬があった経験を経て、1970年開発部に特許課が創設された。その後担当者のみで組織名に特許・知財の名が冠されない時期も一時あったが、商標業務を取り込んだり、トップ直結の組織とする時期（2000～2008）などの変遷を経、基本的には開発部門に密接した組織として位置付けられて来た。現室長は常務執行役員で、主要知財業務に関しては知財部門内で自己完結的に速い意思決定が行える。

3. わが社の知的財産活動

《概要》

発明発掘，特許出願，権利活用，契約・ライセンス業務，社内知財教育，研究部門情報システム，図書管理，情報収集，商標などの業務を行う。

中間食品素材メーカーとして，当社原料を使用した製品化を顧客に安心して実施していただくことを念頭に，素材のモノだけでなく用途面でも特許出願を行っている。出願時の障壁は低くし，食品分野公開件数トップレベルを目指す活発な特許出願活動を行い，審査請求，外国出願，年金維持対象は厳選して，効率よい管理で，企業の市場シェアの確保に貢献することを目指す。グローバル出願率が概して高いので，PCT制度の活用度も高い。知的財産関連人材の育成には，OJT教育実践のほか，JIPAの定例コースを中心に，JAFBIC，JIII，LES，INPITなどの研修や活動を幅広く活用し，社内月1回の勉強会も開催している。

《特徴的と思われる活動》

① 特許庁の電子出願制度開始前の昭和62年より，特許情報の電子化，社内分類の付与を開始し，社内需要の高い濃縮された特許情報のシステムを独自に構築し，平成2年につくば研究所ができたのを機会にLAN（WAN）を通じて研究開発部門に広く活用されるようにした。その後IPDLや商用データベースも有機的に活用し情報システムを成熟させてきている。近年これらと連動するPatent Watching System，出願後管理システムなどを構築している。

② パテントポートフォリオ発表会を隔年開催し，進展する情報技術に対して研究員の検索技術の向上と，研究位置の確認，他社分析，研究テーマの設定などに活用を図っている。またアイデアコンテストが阪南事業所とつくば開発セ

ンターの2箇所です毎年開催され，直接の業務に拘らない食品の提案が発表される楽しい催しで，発明シーズの発掘の場にもなっている。

③ 特許担当者と研究者の連携を高め，高い内製率で出願の促進を行っている。ただし近年出願時にはノウハウ保持の考え方も重視して，出願せず社内登録することも始めた。研究開発配属2～3年後の研究員に明細書作成研修を実施したり，研究員のつくる明細書案を評価の上明細書作成奨励金を支払ったりして研究者の知財レベル向上を図っている。

④ また会社のグローバル化に対応し，2000年を社内PCT活用元年として海外への戦略的出願増，PCT活用向上に努めて来て海外出願件数，保有件数も成熟度を増してきた。

⑤ 発明補償制度は，2005年改正実施された職務発明制度の変化にあわせて，当社でも新制度に改訂・実施した。出願時，活用時，及び登録時にそれぞれ定額で補償する制度，ライセンス収入の金額に応じた補償制度（上限なし），並びにそれらに限らない貢献発明（10年で10件程度の割合で選出）の表彰・補償制度の3本立てとした。

⑥ 保有登録商標を優先使用してもらいやすいよう，数年毎に，各分野別に新製品イメージを掲げて社内及び関連会社から商標募集を行い，応募に際しては自身IPDLの商標検索を行ってもらうようにしている。

4. 今後の計画，希望など

世代交代期にあり，若いメンバーが活躍できる場の醸成に努めたい。

中国・韓国・台湾などの特許情報をより早期に確実に入手するようにしたい。

不二グループ知的財産管理のルールを定め，その考え方の普及により海外を含むグループ全体の知財活動の効率を向上させたい。

（原稿受領日 2009年4月15日）